



東部環境事業所焼却炉運転管理業務委託契約書

東部環境事業所焼却炉運転管理業務の委託について、徳島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（主 記）

第1条 甲は、東部環境事業所焼却炉運転管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙東部環境事業所焼却炉運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

（委託業務実施上の注意）

第3条 乙は、委託業務の遂行に当たっては、誠実にこれを履行するとともに、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第4条 この契約に係る委託料は、金××, ×××, ×××円（うち消費税及び地方消費税の額金×, ×××, ×××円。賃金水準の変動に伴う委託料変更分を除く。）とする。

2 第13条の規定により委託期間の中途においてこの契約を解除したときの委託料は、甲・乙協議のうえ甲が決定する。

（委託料の支払方法）

第5条 乙は、前条に定める委託料について別表のとおり84回に分割した額を、請求書に委託業務実施報告書を添えて、毎月ごとに甲の指示する方法により甲に請求しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から委託料の適法な請求を受けたときは、30日以内に甲の指定する場所において乙に支払うものとする。

（委託期間）

第6条 委託期間は、令和9年4月1日から令和16年3月31日までとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、甲の契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第31条の規定により免除する。

（委託料の変更方法等）

第8条 委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することが出来る。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

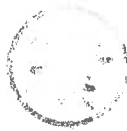
4 賃金水準の変動による委託料の変更及び支払時期等については、甲と乙とで協議の上、別途覚書により定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、委託業務の実施中に知り得た甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。



(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

① 乙の責めに帰すべき理由により、第 6 条に規定する委託期間中に乙が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。

② 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。

③ この契約の履行に際し、不正な行為があったとき。

④ この契約の条項に違反したとき。

⑤ 受託者としての資格を欠いたとき。

⑥ 別記 1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

⑦ 別記 2「徳島市暴力団等排除条項」第 1 項に該当するとき。

⑧ この契約の履行に際し、甲の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 前項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要があるときは、甲・乙協議してこの契約を解除することができる。

3 甲は第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(委託業務実施中の事故責任)

第 14 条 委託業務実施中に発生した事故により乙又は乙の従事者が受けた損害については、甲はいかなる責めも負わないものとする。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、法令に特別の定めがあるもののほか、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和9年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 遠藤 彰良

乙 ○○○○○○○○○丁目○番地
○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

東部環境事業所焼却炉運転管理業務

委託仕様書

徳 島 市

東部環境事業所焼却炉運転管理業務

一般仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は徳島市（以下「発注者」という。）が設置した東部環境事業所ごみ焼却施設（以下「本施設」という。）でのごみ処理業務を円滑かつ適正に行うことを目的とする焼却炉運転管理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容及び範囲)

第2条 業務の内容は、本施設における焼却設備の運転操作、監視、記録、日常的な点検、調整及びこれらの運転並びに機器の軽微な故障対応に付随する一切の業務とする。

2 業務の範囲は、焼却炉の運転管理を実施する運転班4班分（2交替制）とする。ただし、業務の範囲については、次に定めるとおり2年ごとに1班ずつ段階的に拡大することとする。

- (1) 令和9年度及び令和10年度 1班
- (2) 令和11年度及び令和12年度 2班
- (3) 令和13年度及び令和14年度 3班
- (4) 令和15年度 4班

(業務の履行)

第3条 受注者は業務の公共的使命及び社会的重要性を十分に認識して、本施設の運転管理を円滑に行うとともに、本施設の機能を十分発揮できるよう安全に配慮し東部環境事業所焼却炉運転管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）、本一般仕様書、特記仕様書及びその他関係書類に基づき、誠実に履行しなければならない。

(運転管理)

第4条 本施設の運転は、発注者の一般廃棄物処理実施計画の可燃ごみ処理計画及び年間運転計画書（以下「運転計画」という。）に基づき、本施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行わなければならない。

2 本施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守しなければならない。

(業務責任者等の選任)

第5条 受任者は業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置するとともに業務従事者の中から業務責任者及び班長（以下「業務責任者等」という。）を選任し、発注者に書面で届け出なければならない。

2 前項により選任された業務責任者が病気その他の理由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに業務責任者を選任しなければならない。

(業務責任者の職務及び必要な知識、経験等)

第6条 業務責任者等の職務及び必要な知識等の経験は次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、発注者の施設に常駐し、発注者の指示に従い、現場統括者として業務に関する指揮監督にあたるとともに、発注者との連携を図らなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務の公共的使命の重要性を鑑み、関係法令を遵守し、また、現場作業の安全性及び秩序を保つことにより、事故、火災、盗難の防止に努めなければならない。
- (3) 業務責任者は、本施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

2 業務責任者等の資格（実務経験等）は次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、次の①又は②のいずれかの知識及び経験を有する者であること。

- ① 全連続ストーク式のごみ焼却施設（処理能力 95 t / 24 h 以上）であって、次の条件のいずれにも当てはまる施設又はそれと同等の施設の運転業務に従事した経験を3年以上有し、かつ、そのうち管理監督者として従事した経験を1年以上有すること。

ア 炉の立ち上げ下げが全自動でない施設

イ 施設の稼働後30年以上経過している施設

- ② ①と同等の知識及び経験を有すること。

- (2) 班長は、ごみ焼却施設（処理能力 95 t / 24 h 以上）の運転実務経験を1年以上有する者であること。

(労務管理)

第7条 受注者は、業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務責任者及び班長は、受注者の正社員であること。
- (2) 業務従事者の勤務については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関連法規を遵守すること。
- (3) 業務の従事者の作業にあっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関連法規に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。

2 受注者は、業務従事者の労務管理及び人事管理について、一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第8条 受注者は、業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導・教育・訓練等を行うこと。
- (2) 業務上、特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育・訓練等を行うこと。

(提出書類)

第9条 受注者は、契約締結後業務開始までに、次の書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務委託代金内訳書（参考資料－１）
- (2) 着手届（参考資料－２）
- (3) 業務責任者等選任届（参考資料－３）
- (4) 業務従事者名簿（様式任意）
- (5) 資格取得者名簿（様式任意）
- (6) 資格責任者等配置届（様式任意）
- (7) 責任者等の経歴書（様式任意）
- (8) 非常招集体制表（様式任意）
- (9) 安全衛生管理組織表（様式任意）
- (10) その他発注者が指示する書類

2 前項第３号から第１０号までに掲げる書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を発注者に提出しなければならない。

（緊急事態発生時の対応）

第１０条 受注者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

2 受注者は、緊急事態が発生した場合、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して設備等の緊急停止を含めた適切な措置を講ずるとともに、発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告しなければならない。

4 受注者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）に定める指定感染症の流行等により、発注者が本施設の運転管理業務を継続する体制を維持できなくなった場合、発注者の管理時間帯の運転を行う体制を構築する等、本施設の運転継続に協力をするものとする。この場合において、当該協力に関し発生する費用の負担については、別途協議するものとする。

（損害賠償）

第１１条 業務の履行に関し生じた損害（第三者に与えた損害を含む。以下同じ。）の賠償については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

2 受注者が貸与物件等を使用し、受注者が業務を行うことにより発注者又は第三者に与えた損害の賠償については、前項本文の規定を準用する。ただし、発注者の貸与物件等の性状など発注者の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

なお、受注者は発注者の当該貸与物件等の性状が不適當であること等、発注者の責に帰する理由を知ったときは直ちに発注者に通知するものとし、その通知を怠ったときは受注者の負担とする。

3 第１項及び前項の規定により受注者が負担すべき損害の賠償については、発注者が付した保険等は、適用しない。また、受注者が負担すべき損害の賠償について、発注者が第三者に対し賠償の責を負うこととなった場合には、発注者は受注者に対し当該賠償に関し求償することができるものとする。この場合において、受注者は求償に応じなければならない。

4 第１項及び第２項の場合において業務を行うことにより第三者との間に紛争を生じた場合については、受注者及び発注者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(秘密等の保持)

第12条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務期間終了後においても同様とする。

(関係法令の遵守)

第13条 受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

(検査の実施)

第14条 受注者は、当月分の委託業務実施報告書（参考資料－4）を翌月の指定された期日までに提出しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行状況を確認するため、毎月次の各号に掲げる検査を実施する。

(1) 書類検査（第21条に規定する各種報告書等の検査）

(2) その他検査員の指示する事項に関する検査

(代金の請求日)

第15条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、速やかに履行に係る代金を発注者に請求するものとする。

(業務委託料の変更方法等)

第16条 発注者又は受注者は、委託期間内で委託業務開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。ただし、当該請求のあった日以降の委託期間が12月以上ある場合でなければ、これを行うことができない。

(環境マネジメントシステム)

第17条 受注者は、徳島市が取り組む環境マネジメントシステムに即し、作業の遂行にあたっては環境保全を心がけ、環境汚染の防止に努めなければならない。また、発注者から環境マネジメントシステムに係る協力要請があった場合は、これに応じなければならない。

第2章 業務要領

(運転操作)

第18条 本施設の運転は、運転計画書及び発注者が貸与する保安規定、運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書等に基づいて適正に履行しなければならない。

2 発注者の実施する工事等に伴い、運転計画に変更が生じた場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(日常点検)

第19条 受注者は、常に本施設の運転管理に注意を払い、日常点検作業等は特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

- 2 受注者は、予備の機材及び部品等の整理・整頓を心掛け、適正に保管・管理を行わなければならない。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失し、又は損傷したときは、受注者が責任をもって補充しなければならない。

(故障対応等)

第20条 受注者は、日常点検時に不良箇所や故障発生箇所を発見したときは、簡易な補修で対応可能な場合に限り、備付の工具及び補修原材料を用いて対応し、発注者に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、その状況を発注者に遅滞なく報告し、指示を受けなければならない。

- 2 業務の履行上、受注者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、本施設や設備等に故障、破損、事故等が発生し、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(報告書等)

第21条 受注者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、各種報告書等を作成し、発注者の指定する期日までに提出しなければならない。また、前条第1項の規定による故障対応については、その措置内容を報告書(様式任意)にまとめて提出するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、受注者は、本施設の運転管理に関して発注者が必要とする資料等を適宜作成し、提出するものとする。

(その他)

第22条 受注者は、本施設内及び周辺で発注者及び関係団体が行う業務等に対し、発注者の要請に基づき協力するものとする。

第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第23条 受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給し、及び貸与する物件は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 各種薬剤、燃料及び油脂類
- ② 消耗品、補修原材料
- ③ 日報、月報、各種報告書等の帳票類

(2) 貸与物件

- ① 構内無線電話設備、無線機
- ② 点検用具、備付工具、工作用機器
- ③ 図書類(運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面、配置図、系統図等竣工図書類)
- ④ 保安規定
- ⑤ その他発注者が必要と認めたもの。

(3) 本施設等の使用等

- ① 受注者の運転管理に必要な事務室、更衣室及び休憩室は専用貸与とし、浴室、洗面、食堂及び洗濯室は発注者との共同使用とする。
- ② 受注者は、貸与された物件等のリストを作成し、発注者に提出すること。
- ③ 発注者は、支給物件及び専用貸与物件の使用状況について必要に応じて、報告及び変更を求めることができる。
- ④ 受注者は、これらの物件等を適正に管理、使用するとともに効率的、経済的に使用しなければならない。
- ⑤ 受注者は、これらの物件等の紛失、損傷等及び物件の不適切な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、若しくは原状回復しなければならない。

(受注者の負担費用等)

第24条 次の費用は、受注者の負担とする。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、各種安全用具及び生活用具の物件費
- (3) 業務に必要な外線電話及びパソコン等情報機器の設備、維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品、什器、事務用備品等の購入費
- (5) 通信運搬費
- (6) 発注者が支給、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

(質疑)

第25条 契約書等及び業務の履行中において疑義が生じた場合並びに契約書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議し定めるものとする。

東部環境事業所焼却炉運転管理業務
特記仕様書

第 1 章 業務概要

(業務の概要)

第 1 条 業務概要は次のとおりである。

(1) 業務委託名

東部環境事業所焼却炉運転管理業務

(2) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 1 6 年 3 月 3 1 日 まで

(3) 履行場所

徳島市論田町元開 4 3 - 1

(4) 本施設の名称及び施設概要

① 施設名

東部環境事業所ごみ焼却施設 昭和 5 4 年 8 月竣工

② 施設概要

形 式 ストーカ式 全連続燃焼方式

設備能力 1 9 0 t / 2 4 時間 (9 5 t × 2 基)

建物構造 鉄筋コンクリート及び鉄骨造 3 階建及び鉄骨造一部コンクリート

延床面積 4 , 0 0 6 . 4 7 m²

◇受 入 供 給 設 備 ピット&クレーン方式

◇燃 焼 設 備 ストーカ式

◇ガ ス 冷 却 設 備 水噴射式

◇通 風 設 備 平衡通風方式

◇灰 出 し 設 備 焼却灰 ピット&クレーン式
飛灰 バンカー式

◇排ガス処理設備 乾式有害ガス除去装置+バグフィルタ方式

◇ばいじん処理設備 加熱脱塩素化処理装置+飛灰処理装置

◇余 熱 利 用 設 備 温水熱交換方式 (場内利用のみ)

◇その他付帯設備 一式

運転体制

4 班 2 交替制

1 直 8 : 0 0 ~ 2 0 : 1 0

2 直 2 0 : 0 0 ~ 翌日 8 : 1 0

3 直 8 : 3 0 ~ 1 2 : 4 5

(5) 運転条件

別紙 - 1 のとおり

(6) 公害防止基準

別紙 - 2 のとおり

(7) 業務の範囲

別紙－３のとおり

(業務の内容)

第２条 業務の内容は次のとおりである。

(1) 次に掲げる設備の運転操作、点検（日常、週例、月例等）、調整、測定記録、軽微な故障対応等とする。

- ① 受入供給設備
- ② 炉本体設備
- ③ 燃焼設備
- ④ ガス冷却設備
- ⑤ 通風設備（煙突含む）
- ⑥ 灰出し設備
- ⑦ 排ガス処理設備
- ⑧ ばいじん処理設備
- ⑨ 電気計装設備（工業用テレビカメラ等、環境測定装置（排ガス分析計等））
- ⑩ 余熱利用設備
- ⑪ 雑設備
- ⑫ 建築設備（建築電気、機械設備を含む）

(2) 休日・夜間の本施設管理

- ① 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底し、火災の防止に努めること。
- ② 本施設の機器、備品、工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めること。
- ③ 指定時間に門扉及び玄関の施錠・開錠を行うこと。
- ④ 照明の点灯は節電に努め、自動点灯する照明についても点灯時間、消灯時間に注意して調整を行うこと。

(3) 本施設の清掃、整頓

受注者は本施設の日常清掃及び定期清掃を実施し、実施する範囲は次のとおりとする。

- ① 装置、設備、工場棟各室内及び受注者が使用する部屋等の清掃
- ② 物品等の整理整頓
- ③ 運転日誌等帳簿類の整理整頓

(4) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理

- ① 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理及び在庫確認
- ② 貸与物件の管理

(業務従事者名簿の提出)

第３条 受注者は、業務従事者の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を管理保管するとともに、業務従事者について、業務従事者名簿を作成し、発注者に提出すること。また、業務従事者に異動があった場合については、その都度業務従事者名簿を変更し、発注者に提出すること。

(必要資格等)

第4条 受注者は、下表の資格名の欄に掲げる資格を有する者を、同表の資格者数の欄に掲げる人数等の定めに従い配置するとともに、必要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。なお、1人の業務従事者等が複数の資格を有する場合については、法令及び業務の履行に支障のない範囲で、当該業務従事者等の配置をもってそれぞれの資格に係る必要な資格者数を1人配置しているものとして取り扱うことを認める。

必要資格者一覧表

資格名	資格者数	備考
廃棄物処理施設技術管理者	1名以上	ごみ処理施設技術管理者
クレーン特別教育	業務対象従事者	
第2種酸素欠乏危険作業主任者	1名以上	
ダイオキシン類特別教育	業務対象従事者	
その他運転管理に必要な法定資格	必要人数	

- 2 受注者は、前項の規定による有資格者の配置等に関し、資格取得者名簿を作成し、発注者に提出すること。また、有資格者の配置又は作業責任者若しくは取扱責任者の選任に関し、異動があった場合については、その都度資格取得者名簿を変更し、発注者に提出すること。

(運転員の職務)

第5条 焼却炉の運転を担当する者は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、発注者に運転状況及び点検内容を報告すること。

- 2 発注者が行う本施設の定期点検時には工程及び内容を十分把握して、積極的に作業中の補助を行うこと。
- 3 運転員は、当直運転引継ぎを行い、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査等の対応を行うこと。

(業務従事者の交替)

第6条 受注者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに必要な資格に係る資格者証等の写しを添えて発注者に提出すること。

- 2 受注者は、業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとし、交替後も業務の円滑な履行を確保しなければならない。

(業務従事者の服装)

第7条 受注者は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装を着用させ、業務従事者であることを明らかにすること。

- 2 業務従事者は作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴（安全靴）等の安全作業用具を使用し、又は着用すること。

(連絡調整会議等)

第8条 受注者は、発注者が月1回程度で開催する連絡調整会議に出席し、諸課題についての意見交換を行い、対策を協議することとする。

第2章 業務内容

(作業内容)

第9条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本作業内容は、ごみ焼却施設維持管理の一般的なものについて定めるものであり、本特記仕様書に明記のない事項であっても、本施設の良いな運転を維持するために必要な事項については、発注者と受注者が協議を行い定めるものとし、明確とすべき合意事項が追加された場合は、別途、覚書を締結することとする。

(2) 安全衛生

業務に関する運転及び点検等は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき、業務従事者の安全と健康を確保するように努めること。特に次の作業については、一層留意すること。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気点検作業
- ⑤ 高温場所での作業
- ⑥ 粉じん等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機器の取扱作業
- ⑧ その他危険性が伴う作業

(3) 焼却計画

発注者は年間、月間の焼却計画を立案し、受注者に事前に報告するものとする。特に焼却炉の停炉期間中については、あらかじめ作業計画を立案し、作業内容等を受注者に報告するものとする。

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は次のとおりとする。

- (1) 機器、装置、操作盤、装置周辺の床及び排水溝等の清掃
- (2) 本施設の巡回点検、記録及びごみピット及び灰ピットの攪拌、移送作業に関すること
- (3) プラント設備全体の整理、清掃の実施
- (4) 日常点検内容
 - ① 保安規定に基づく日常巡視点検記録
 - ② 日報その他による点検
 - ③ 使用し、又は交換した部品の報告（引継ぎ時に報告）
- (5) 電気保安内容

停電及び電気事故に関する訓練
- (6) 受注者は、電気事故又は、その他災害が発生した時の措置について、計画を定めて随時実施訓練を行うこと。
- (7) 各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転
- (8) 定期点検時及び停止時（事故等を含む）における負荷の切替作業（事故に伴う復旧作業等含む。）
- (9) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認すること。また、その状況を発注者に連絡すること（引継ぎ会議等での報告）
- (10) 発注者が行う定期点検時等には、運転計画書に基づいて点検、調整、補修、清掃を行うこと。
- (11) 異状発見時においては、適切な措置を講じ発注者への連絡を行うこと。また、発注者の連絡に

当たっては、発注者の指示により詳細な状況把握に努めること。

(12) 運転、点検等の日報、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成及び提出

- ① 運転報告書
- ② 事故・故障報告書
- ③ 点検リスト

発注者が使用する次の点検表を使用すること

- ア 日常点検表
- イ 電気設備点検表
- ウ ごみクレーン点検表、灰クレーン点検表
- エ その他各種設備点検表

(13) その他発注者の指示する作業

3 作業内容は次のとおりとする。

- (1) 突発的に発生した故障等については、部品交換及び応急処置を実施し発注者に報告すること。
- (2) 年間運転計画又はその他の理由による休炉期間は、発注者の指示する作業を行うものとする。

(勤務時間)

第10条 受注者の交替勤務者の勤務時間は、発注者の勤務時間を勘案し、受注者が決定する。

(駐車)

第11条 業務従事者の車両等は、発注者の指定した場所に駐車をしなければならない。

- 2 前項の駐車に関し、受注者は、使用開始日を含む7日前までに、業務従事者が使用する駐車する車両に係る車種、車両番号、使用者等を記載した申請書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、業務従事者が異動等により委託期間の途中で交替する場合は、本特記仕様書第3条の業務従事者名簿及び第4条第2項の資格取得者名簿の提出に併せて、前項の申請書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 4 受注者は、業務従事者等の使用する車両等に変更が生じる場合は、7日前までに変更届を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、15日以内の一時的な変更等の場合に限り、発注者への連絡をもって変更届の提出に代えるものとする。
- 5 発注者が駐車場所の変更、移動を求めた場合は、受注者はこれに応じるものとする。
- 6 受注者は、構内の通行及び駐車場の使用に当たっては、徐行運転し、事故防止に努めるとともに、発注者の指示に従わなければならない。なお、発注者は、業務従事者の車両の損害、盗難等一切の責を負わないものとする。
- 4 受注者からの申請により、発注者は徳島市行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第3条の規定により、受注者の事務所に係る使用料及び業務従事者の駐車場所に係る使用料の全部を免除する。

(その他)

第12条 発注者の使命は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることであり、公害防止関連をはじめとした多種の法規制を遵守しつつ安全で安定的な一般廃棄物の適正処理が求められる。今後もダイオキシン類問題をはじめ、ますます公害規制は厳しくなる可能性もあり、このような背景を踏まえ

法規制等の変更時には万全の公害防止対策が可能となるよう協力すること。

運転条件

1 運転時間

- (1) 施設の運転は 24 時間連続とする。
- (2) ごみの搬入時間は、原則として次のとおりとする。
- 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- 土曜日 午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

2 計画ごみ質

- (1) ごみ種 一般都市ごみ及びし尿汚泥他
- (2) 組成

	高品位	平均品位	低品位
低位発熱量 (kJ/kg)	7,350	4,750	2,900
(kcal/kg)	1,760	1,130	690
水分 (%)	38.10	53.10	64.20
可燃分 (%)	44.30	32.20	24.00
灰分 (%)	17.60	14.70	11.80

- (3) 可燃分中の元素分析値

	高品位	平均品位	低品位
炭素 C (%)	20.374	14.855	11.084
水素 H (%)	2.925	2.134	1.592
酸素 O (%)	19.925	14.456	10.718
窒素 N (%)	1.019	0.702	0.553
硫黄 S (%)	0.039	0.031	0.026
塩素 Cl (%)	0.015	0.022	0.027
小計	44.30	32.20	24.00

3 焼却残渣の性状

熱しゃく減量は 10 % 以下とする。

4 他施設への供給

なし

5 ユーティリティ条件

- (1) 光熱水費・・・発注者負担
- (2) 薬剤等・・・発注者負担

公害防止基準

1 大気

項 目	基 準 値
ばいじん濃度	0.15 g/m ³ 以下
塩化水素濃度	700 mg/m ³ 以下
硫黄酸化物濃度	K 値規制 13.0 以下
窒素酸化物濃度	300 ppm以下
全水銀	50
一酸化炭素濃度	100 ppm以下
ダイオキシン類	5 ng-TEQ/m ³ 以下

※排出濃度は、乾き O₂ 12%換算値

2 騒音

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

(第3種区域)

区 分	基 準 値
朝 (午前5時から午前7時まで)	60 dB
昼間 (午前7時から午後7時まで)	65 dB
夕 (午後7時から午後10時まで)	60 dB
夜間 (午後10時から翌朝5時まで)	55 dB

3 振動

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること

(1号区域)

区 分	基 準 値
昼間 (午前7時から午後7時)	65 dB
夜間 (午後7時から翌朝午前7時)	60 dB

4 悪臭

項 目	敷 地 境 界 基 準 値
アンモニア	1.5 ppm
メチルメルカプタン	0.003 ppm
硫化水素	0.05 ppm
硫化メチル	0.03 ppm
二酸化メチル	0.09 ppm

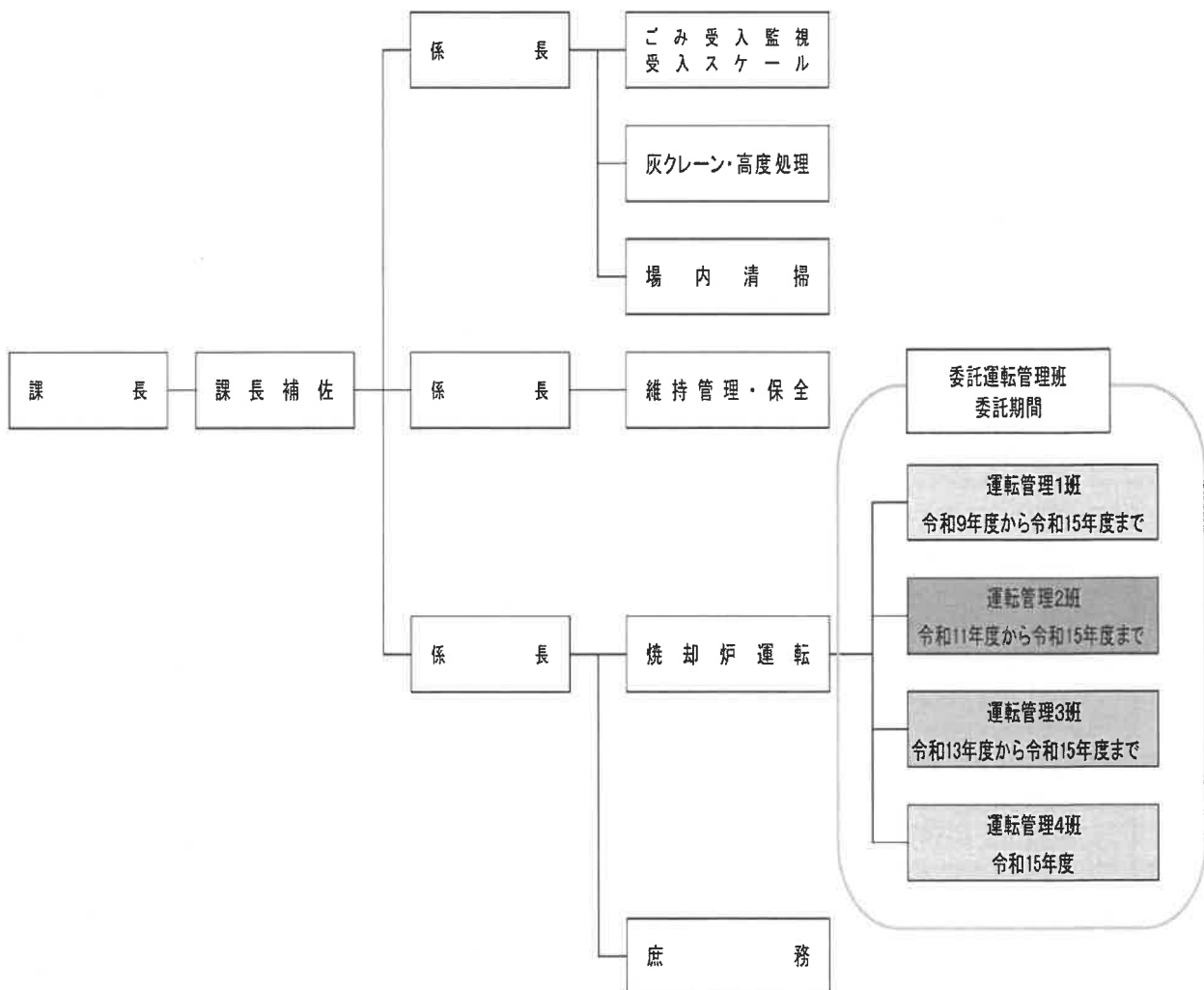
5 残渣等の基準

項 目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液 1 L につき 水銀 0. 0 0 5 mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 L につき カドミウム 0. 0 9 mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 L につき 鉛 0. 3 mg 以下
有機りん化合物	検液 1 L につき 有機りん 1 mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 L につき 六価クロム 0. 5 mg 以下
ヒ素又はその化合物	検液 1 L につき ヒ素 0. 3 mg 以下
シアン化合物	検液 1 L につき シアン 1 mg 以下
PCB	検液 1 L につき PCB 0. 0 0 3 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき トリクロロエチレン 0. 1 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき テトラクロロエチレン 0. 1 mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 L につき セレン 0. 3 mg 以下
1. 4 ジオキサン	検液 1 L につき 1. 4 ジオキサン 0. 5 mg 以下
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

業務範囲

1 業務の範囲

受注者の業務の範囲は、焼却炉運転に係る 4 班（2 交替制）とし、令和 9 年 4 月から 2 年ごとに 1 班ずつ、委託の範囲を拡大する。



代表者名

委 託 名	東部環境事業所焼却炉運転管理業務
契 約 期 間	令和9年4月1日から令和16年3月31日まで
契 約 金 額	¥

[illegible]

東部環境事業所焼却炉運転管理業務【令和 年度】

名 称	数 量	金 額	摘 要
① 焼却炉運転業務	12か月		
給料			
法定福利費			
② 全般管理・事務事業費	12か月		
③ 直接人件費計			① + ②
④ 直接物品費	12か月		
⑤ 直接業務費			③ + ④
⑥ 業務管理費	12か月		
⑦ 技術経費	12か月		
⑧ 業務原価			⑤ + ⑥ + ⑦
⑨ 一般管理費等	12か月		
⑩ 業務価格			⑧ + ⑨
⑪ 消費税相当額			
⑫ 業務委託費合計			⑩ + ⑪

着手届

令和 年 月 日

徳島市長 様

〈受注者〉

住 所

氏名又は商号

代 表 者 名

下記のとおり着手しますので、お届けします。

委託名	東部環境事業所焼却炉運転管理業務
作業場所	徳島市論田町元開
契約年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和9年4月1日から令和16年3月31日まで
契約金額	¥
着手日	令和9年4月1日

業務責任者等選任届

令和 年 月 日

徳島市長 様

〈受注者〉

住 所

氏名又は商号

代 表 者 名

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務の業務責任者等を定めたので、お届けします。

記

1 業務委託名

東部環境事業所焼却炉運転管理業務

2 業務責任者等

業務責任者 氏名 ○○ ○○

職歴、経歴は別紙のとおり

班長 氏名 ○○ ○○

職歴、経歴は別紙のとおり

[illegible]